

添付法令資料 4 :

国内プライマリー・マーケットにおけるリテール・シャリーア国債の発行及び販売に関する 2018 年 9 月 21 日付インドネシア共和国財務大臣規則 No.125/PMK.08/2018

(目次)

同月 24 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条)
- 第 2 章 販売規定 (第 2 条ないし第 5 条)
- 第 3 章 ディストリビューション・パートナー
  - 第 1 節 規定及び要件 (第 6 条)
  - 第 2 節 ディストリビューション・パートナーの決定及び取消し (第 7 条ないし第 10 条)
  - 第 3 節 ディストリビューション・パートナーの権利及び義務 (第 11 条及び第 12 条)
  - 第 4 節 ディストリビューション・パートナーの評価 (第 13 条及び第 14 条)
  - 第 5 節 制裁 (第 15 条及び第 16 条)
- 第 4 章 リテール・シャリーア国債の法律コンサルタント
  - 第 1 節 法律コンサルタントの要件 (第 17 条及び第 18 条)
  - 第 2 節 法律コンサルタントの決定 (第 19 条及び第 20 条)
- 第 5 章 リテール・シャリーア国債の書類 (第 21 条ないし第 28 条)
- 第 6 章 リテール・シャリーア国債の販売決定 (第 29 条及び第 30 条)
- 第 7 章 決済 (第 31 条ないし第 33 条)
- 第 8 章 販売収益の公告 (第 34 条)
- 第 9 章 経過規定 (第 35 条及び第 36 条)
- 第 10 章 終則 (第 37 条及び第 38 条)